

市税は期限内に納付しましょう



市税は貴重な財源

市税は、市民の皆さんが安心して、健康な暮らしをするための貴重な財源です。納付された市税は、福祉や教育、道路整備などのために使われています。

納期限内の自主納付が原則

納税は、国民の義務であり、納期限内の自主納付が原則です。

納期限までに納付が確認できない人に対して、市が委託している「市税等納付案内センター」から電話による納付の確認や案内をしています。また、督促状や催告通知書の発送もしています。この業務には、多額の経費を要し、その経費は市税で負担しなければなりません。

納付を怠ると延滞金が発生

市税を定められた納期限内に納付されないことを「滞納」と言い、滞納した場合、延滞金が発生します。延滞金は、地方税法で「徴収しなければならぬもの」と定められています。令和元年中は、年率8.9%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2.6%）で、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じて計算されます。

公平性を保つための滞納処分

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡もないなど、納税に誠意の見られない人がいます。こういった場合は、納付している人との公平性を保ち、大切な市税を確保するため、滞納している人の資産や収入の調査を行い、財産を差し押さえて滞納している税金に充てることを行います。市には、裁判所の許可なしに差し押さえる権限が与えられていて、滞納者本人が不在でも行うことができます。

滞納処分の対象となる主な財産は、給与・賞与、預貯金、売掛金、生命保険、動産（貴金属・自動車など）、不動産などで、平成30年度は267件約1511万円を市税に充てました。

納付困難な場合は相談を

病気や失業、生活が苦しいなど、やむを得ない事情により納期限内に納付できない場合は、事前にご相談ください。完納に向けた納付計画などの納税相談を行います。

また、毎週水曜日（祝日を除く）は、本庁舎のみ午後5時15分から7時まで窓口業務を延長しています。各種証明書の発行や市税などの収納を行っていますので、日中に市役所へ来られない人は、ぜひご利用ください。

■問い合わせ先 税務課収納係
（☎・内線1128）

納税には便利な口座振替のご利用を

市税の納付には、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。口座振替を利用すると、指定した口座から、各納期の末日に振替納付することができます。

◆申し込み方法＝利用する金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の窓口へ納入通知書・預貯金通帳・通帳印を持参し、申し込みください。

※市内の金融機関には、口座振替依頼書を備え付けています。市外の金融機関を利用したい場合は、税務課へ問い合わせてください。



岩手山焼走りマラソンの参加者を募集しています



前回大会一般10キロコースのスタート

第28回岩手山焼走りマラソン全国大会が開催されます。

- 日時 7月7日(日)午前9時開会(受け付けは、午前7時半から8時50分まで)、雨天決行
- 会場 岩手山焼走り国際交流村(マラソンは、岩手山パノラマラインを利用した折り返しコース)
- 種別 ▶一般(10キロ、5キロ)▶中学生3キロ▶ファミリー2キロ
- 申し込み方法 ①各種インターネットサイト②郵便振替用紙 ※いずれの方法でも、別途手数料が必要となります。
- 申込期限 5月24日(金) ※当日消印有効
- 問い合わせ先 市体育協会(☎76-4141)または地域振興課スポーツ推進係(☎・内線1152)